

令和7年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和7年6月12日(木)

東洋町議会

余 白

令和7年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和7年6月12日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(8名)	議長	福島 登 君	副議長	廣田 斎史 君
	1番	大坪 千倫 君	3番	安岡 良仁 君
	4番	高畠 俊彦 君	5番	武山 裕一 君
	6番	今宮 裕明 君	7番	田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	田岡 いずみ 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
産業建設課長	生田 憲一 君
教育次長	生松 克祐 君
住民課長	田岡 伊織 君
住民課長	手島 憲作 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	足達 善亮 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	北川 晃彦
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり
議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 5番 武山 裕一 君 6番 今宮 裕明 君

令和7年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和7年6月12日(木) 午前9時開議

- 〔日程第1〕 会議録署名議員の指名
- 〔日程第2〕 会期の決定
- 〔日程第3〕 承認第1号 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- 〔日程第4〕 承認第2号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- 〔日程第5〕 承認第3号 専決処分事項「令和6年度東洋町一般会計補正予算(専決第3号)」の承認を求めることについて
- 〔日程第6〕 承認第4号 専決処分事項「令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- 〔日程第7〕 承認第5号 専決処分事項「令和6年度東洋町簡易水道事業会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- 〔日程第8〕 議案第26号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- 〔日程第9〕 議案第27号 令和7年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて

- [日程第10] 議案第28号 令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第29号 令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第30号 令和7年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第13] 同意第2号 認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについて
- [日程第14] 同意第3号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第15] 同意第4号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第16] 同意第5号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第17] 同意第6号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第18] 同意第7号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第19] 同意第8号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第20] 同意第9号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- [日程第21] 同意第10号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第22] 同意第11号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第23] 同意第12号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第24] 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- [日程第25] 報告第1号 令和6年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- [日程第26] 報告第2号 権利の放棄について
- [日程第27] 委員会報告 東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会（視察研修報告）

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

おはようございます。

東洋町議会です。機器のトラブルにより 10 分遅れましたこと
をお詫び申し上げます。

それでは会議を始めたいと思います。

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和 7 年第 2 回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9 時 10 分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員
の指名、会期の決定の他、議案として専決条例 2 件、専決補正予
算 3 件、条例 1 件、補正予算 4 件、人事 11 件、その他 3 件の計
24 件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から
令和 7 年 2 月から 4 月分の例月出納検査の結果について、不都合
は認められないとの報告が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣について報告があり、代表派遣議員か
ら提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

町長	日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。 長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 皆さんおはようございます。 本日、令和 7 年東洋町議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位の皆様方におかれましては何かと御多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 それでは本定例会の上程案件につきまして、執行部からは議案として、専決処分条例改正案 2 件、令和 6 年度の専決処分補正予算案 3 件、条例改正案 1 件、令和 7 年度の補正予算案 4 件、同意 1 件、人事 1 1 件、それと報告 2 件の計 2 4 件を提出させていただきます。 議員の皆様方におかれましては、ご審議のうえ、適切なご決定をいただきますようお願い申し上げます。 提案に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。 まず、本年 3 月に第 3 期東洋町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。 本総合戦略における東洋町人口ビジョンでは、本町の人口減少に対応するためには、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境を整えることが求められていることから、誰もが安心、安定して暮らせる若者が活躍できるまちを目指すこととしております。 人口の将来展望として、令和 4 2 年に 1 8 0 0 人と設定をし、出生率の向上はもとより、移住定住促進の取組を強化し、1 5 歳
----	--

から64歳までの生産年齢人口の割合の増加、とりわけ34歳までの若年層の増加を目指し、人口が減少しても、本町の社会・経済活動が維持できる人口構造を目指すこととしております。

本町における人口は依然として減少し続けている状況にあり、本年5月末時点では2014人となり、近い将来2千人を下回る状況にあります。この要因といたしましては、死亡者数が出生者数を大きく上回る自然減に歯止めがかからないことにあります。

近年の社会増減につきましても、社会減には変わらないものの、近年では転入者と転出者の差が縮小し、令和5年の社会減は7人、令和6年は6人と改善しておりまして、移住定住促進の成果も出てきております。

本総合戦略は、本年度から令和11年度までの5か年計画として、「魅力ある安定したしごとを創出する」、「新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」これら4つの基本目標の実現に向けて取り組んでいくこととしております。

引き続き本町の人口減少対策に全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様方の御支援御協力をお願いいたします。

次に令和6年度の移住者実績は23組31名にとどまっており、前年度と比較しても6組16名の減となっておりますが、その主な要因といたしましては、移住相談者や移住希望者は絶えずいるものの、住宅が不足しているところにあります。

本年度も、移住相談や移住フェアなどを通じて移住者を募るとともに、町民の皆様方や町外在住の皆様方には、ぜひ空き家を活用させていただくとともに、木造住宅の耐震化に御協力をお願い

いたします。

空き家に関する管理や税金、活用方法などの情報がLINEアプリで受け取れるお知らせチラシを固定資産税の納付書とともに送付させていただいておりますので、ぜひ御活用いただけたら幸いに思うところであります。

次に7年度の主要な取組について、進捗状況などを簡明に御報告をさせていただきます。

まずデジタル防災行政無線整備事業につきましては、3月に庁内ワーキンググループを設置し、専門家も交えて7回開催しております。概要といたしましては、防災行政無線とIP告知放送、スマートフォンというデジタル情報コンテンツをベースに、平時と有事を考慮した情報伝達・情報手段をどのように構築していくかっていうところを重点課題として、発注へ向けて仕様書の作成作業に入っております。

発注時期を本年8月、整備完了は繰越しとなりますけれども、令和8年12月を目標に進めております。

次に、白浜海岸観光活性化事業は、4月に国の地方創生第2世代交付金の採択を受けております。白浜海岸内へのグランピング施設整備につきましては、今月から地域の関係者を集めてのワークショップ形式で整備を進めることとしております。東洋町自然休養村管理センターの大規模改修につきましては、7月中旬には詳細設計を終えますので、速やかに工事発注へと進めてまいります。

次に野根地区公衆トイレ整備につきましては、業者選定のための入札手続中であります。

次に、サル駆除の取組について、前年度県が事業主体なり、G

P S によるサルの群れの行動調査を試みましたが、設置には至っておりません。

今年度も県が事業主体となり再度実施を試みるとともに、本町では捕獲オリの購入、餌付けによる捕獲を計画しております。そして一般向けのサルの追い払い講習を実施することとなっております。

他にも御報告したい事業もございますけれども、今年度は各課から毎月事業の進捗状況を確認しておりまして、安易に繰越しすることなく、計画的に着実に事業を進めていくこととしております。

また、予算措置はしておりませんが、地域交通の確保へ向けて庁内ワーキンググループを設置し、専門家の意見や視察研修を交えて、本町地域公共交通網形成計画策定へ向けて準備を進めてまいります。

次に、南海トラフ地震被害想定の見直しについてでございます。

本年3月に、中央防災会議によります南海トラフ巨大地震による被害想定を発表を受けまして、高知県においては、本年度末までに県版被害想定が見直されることとなっております。

本町では平成15年度に県が発表しましたL1クラス想定に基づきまして、津波避難タワー3基を建設いたしておりますが、内1基につきましては、L2クラス想定 of 津波に対して高さが足りず耐浪性もないということで、本年3月18日の本町防災会議において、緊急避難場所の指定を解除いたしました。

今後、県による新たな津波浸水予測に基づき、津波避難タワーを含め津波避難路、避難場所の再整備が必要になると考えており

ます。

続いて甲浦保育園新築園舎建設へ向けての用地購入についてでございます。

甲浦保育園の高台移転について、候補地の地権者の方々と用地交渉を進めておりますが、子どもたちのためにということで、御理解御協力をいただいているところであります。用地買収にあたり、杉・檜などの立木補償もさせていただきたく、本定例会では調査費用を予算計上させていただいております。

今後は用地の仮契約を締結し、本契約へ向けて議会の承認を得たいと考えており、またそれと並行して、用地造成に向けての手続や詳細設計を進め、今年度中の着工を目指しております。

続きまして、銀杏保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会についてでございます。

保育園利用者や町民の皆様方には大変御心配をおかけしております銀杏保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会につきましては、昨年12月20日に設置してから本年度も継続しております。

直近では3月26日と5月13日に開催し、6月2日には心理士による子どもへのヒアリング調査を実施いたしまして、次回は6月17日を予定しているとのことであります。

設置後、会議と関係者のヒアリング調査を各2回行っておりますが、現在のところ第三者検証委員会からの報告はございません。

次に今年のゴールデンウィーク期間の町内の主要施設の入込

客などについて御報告をいたします。

まず、道の駅東洋町の入込客数は 9 8 3 8 名で、売上金額は 1 5 2 2 万 7 千円、5 月 5 日には 1 日の売上金額が過去最高の 2 3 7 万円を記録しております。

生見サーフィンビーチの入込客数につきましては、概算でありますけれども 3 0 1 8 名、キャンプ場利用客数につきましては、白浜キャンプ場は 5 5 0 名、野根川キャンプ場は 1 1 4 名の利用がありました。

本年のゴールデンウィークは短かったものの、多くの観光客で賑わいましたことを嬉しく思っております。

続いて今春、生見サーフィンビーチで行われました大会についてでありますけれども、まず、5 月 1 0 日から 1 1 日までの 2 日間、徳島県サーフィン連盟主催の四国の右下サーフィンゲームスが開催されまして、1 2 クラス、総勢 2 4 0 名の選手がエントリーいたしました。

翌週の 5 月 1 5 日から 1 8 日までは、日本サーフィン連盟主催の第 4 2 回全日本級別サーフィン選手権大会が開催され、2 5 クラス、総勢 4 3 1 名の選手がエントリーいたしました。

2 大会開催期間中の町内観光関連の 2 2 事業所を対象に、売上金額を調査をしましたところ、1 9 2 2 万 2 2 5 2 円という結果でありました。

来年度も町の経済効果につながるサーフィン大会を招致いたしまして、サーフィンの町として日本屈指のサーフスポットへの進展につながるよう盛り上げてまいります。

続いて、地域振興券の発行についてでございます。

昨今の物価高騰を受けまして、町民の皆様方、商工業者の皆様方への御支援といたしまして、地域振興券の発行に向けた予算を本定例会で提案させていただいております。

全町民の皆様方を対象に1人1万円分として、8月1日からの使用開始を目指しております。

続いて消防指揮車の寄贈についてでございます。

このたび全国共済農業協同組合連合会高知県本部から、本町では初配備となります消防指揮車を東洋出張所へ寄贈していただきました。

寄贈していただいた背景には、令和3年9月に本町で発生しました線状降水帯による豪雨で、甲浦保育園周辺の水位が上がりまして、職員が公用車で園児たちの救出に向かったわけでありますけれども、あまりにももの水位の高さに普通の車では対応できず、結局のところ、職員や保護者がひざ下まで水の流れを受けながら園児たちを救出するということがありました。

このような事態に備えまして、現地で災害対応ができて、悪路をも走行できる指揮車の配備について、同本部の地域貢献活動事業へ申請いたしましたところ、今回の寄贈を受けたところであります。同本部をはじめ、JAグループの皆様方には心から感謝を申し上げたいと思います。

続いて、四国8の字ネットワーク道路整備についてでございます。2月8日の北川道路2-2工区間和田トンネル付近の開通に続き、3月15日には、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジ区間が開通し、県中心部へのアクセスが改善され、所要時間も短縮されております。

本町に関係する海部野根道路や野根安倉道路につきましては、用地買収が進められ、工事の進捗状況も若干でありますけれども整備が進んでおります。

しかしながら、阿南安芸自動車道の牟岐海部道路と美波牟岐道路につきましては、未だに事業化決定には至っておりませんので、これらの区間の事業化決定に向けまして、引き続き高知県と徳島県、関係市町村とともに国土交通省や財務省、県選出国会議員への要望活動を行ってまいります。

続いてライフビジョンの普及促進についてでございます。

本町ではスマートフォンをお持ちの方々を対象に、広報とうようや東洋町議会だよりをはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など、音声による放送機能により御覧いただけるアプリケーションライフビジョンのサービスを行っております。

外出先でも、町内放送や行政情報、災害情報などが自動的に配信され大変便利でありますので、町民の皆様方にぜひ御利用いただけたら幸いに思います。

結びに、今年も梅雨入りをしております。現在台風1号が発生しておりますけれども、台風や線状降水帯などにより災害が起こりやすい季節を迎えております。

町民の皆様方におかれましては、気象情報に十分注意していただきますようお願いを申し上げます。

以上簡単ではございますけれども、令和7年東洋町議会第2回定例会の行政報告とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

議長	(福島 登 議長) 町長の行政報告が終わりました。 日程に入ります。 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第１２６条の規定により、５番、武山裕一君、並びに６番、今宮裕明君を指名します。 日程第２、会期の決定の件を議題とします。 議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。
議会運営委員会委員長	(高畠 俊彦 議会運営委員長) 皆さん、おはようございます。 令和７年第２回定例会議会運営委員会の報告を行います。 ６月９日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は本日１２日から６月１８日水曜日までの７日間とする。 次に、運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日１２日の本会議散会後から委員会及び議案審査のため休会、１８日に再会し、審議、採決の後に一般質問を行う。 次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて時間を１人１時間以内とする。また、執行部の答弁時間も１時間以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。 次に、一般質問については一問一答方式の時間制とし、質問全

議長

体で質問時間を1人40分以内とする。また、執行部の答弁時間も40分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。

次に、議案質疑の通告期限は6月13日金曜日正午まで、一般質問の通告期限も6月13日金曜日正午までとする。

次に、「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」、「消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書」を総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

(福島 登 議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月18日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの7日間と決定しました。

日程第3、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第12、議案第30号、令和7年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号を定めることについてまでの10件を、この際

町長	一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。 （長崎 正仁 町長） それでは、議案提案理由説明書の１ページからお願いいたします。 承認第１号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分しましたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和７年６月１２日提出でございます。 提案理由についてでございます。 地方税法等の一部を改正する法律等が、令和７年４月１日から施行されたことに伴い、本町の税条例の一部改正を令和７年４月１日に専決処分をさせていただいております。 主な改正内容につきましては、軽自動車税の種別割の税率などの改正をしております。 なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。 続いて３ページをお願いいたします。 承認第２号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和７年６月１２日提出でございます。
----	---

す。

提案理由についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部改正を令和 7 年 4 月 1 日に専決処分させていただいております。

主な改正内容につきましては、国民健康保険基礎課税の限度額などの改正をしております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続いて 5 ページをお願いいたします。

承認第 3 号、専決処分事項、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 3 号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和 7 年 6 月 12 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

3 月議会終了後に、地方交付税、町債などの確定額、それと地方債補正並びに地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費補正を計上し、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ 1957 万 4 千円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 8231 万 6 千円と定めております。

歳入では、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金などを追加し、県支出金を減額しております。

歳出では、退職手当組合負担金、施設型給付費負担金、森林環境譲与税基金積立金などを増額しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて7ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分事項、令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和7年6月12日提出でございます。

提案理由についてでございます。

3月議会終了後に、事業収入、繰入金の確定額を計上し、令和7年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ追加はなく、予算の総額を歳入歳出それぞれ1595万3千円と定めております。

歳入では、サービス収入を減額し、繰入金の減額と同額分を追加しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて9ページをお願いいたします。

承認第5号、専決処分事項、令和6年度東洋町簡易水道事業会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和7年6月12日提出でございます。

提案理由についてでございます。

3月議会終了後に、企業債償還金に計上誤りがあったため、令

和 7 年 3 月 2 7 日に専決処分させていただいております。

資本的支出において、建設改良等企業債償還金で 2 6 万 3 千円を計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて 1 1 ページをお願いいたします。

議案第 2 6 号、地方自治法第 2 0 3 条の 2 の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めます。令和 7 年 6 月 1 2 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 4 日に公布及び施行されたため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて 1 2 ページをお願いいたします。

議案第 2 7 号、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、第 1 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。令和 7 年 6 月 1 2 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ 8 3 7 1 万 1 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 億 9 5 7 1 万 4 千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫及び県支出金、諸収入、町債を計上しております。

歳出では、人事異動による人件費、物価高騰対応重点支援事業費、選挙費、第三者検証委員会委託料、臨時福祉給付金給付費、甲浦保育園高台移転立木補償調査委託料、東洋町がんばる漁業支援事業補助金、東洋町起業支援事業費補助金、甲浦灯台塗装修繕料、白浜消防車庫建設工事費などを計上しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

それでは13ページをお願いいたします。

議案第28号、令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和7年6月12日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ165万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4858万7千円とするものでございます。

歳入では、繰入金を計上しております。

歳出では、人件費、国民健康保険事業費納付金を計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

14ページをお願いいたします。

議案第29号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和7年6月12日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ124万6千円を追加し、予算の総額を歳入

歳出それぞれ５億７２５５万８千円とするものでございます。

歳入では、繰入金を計上しております。

歳出では、人件費を計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続いて１５ページをお願いいたします。

議案第３０号、令和７年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第１号を定めることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により、議会の議決を求めます。令和７年６月１２日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ６１０万６千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２１９５万９千円とするものでございます。

歳入では、繰入金を計上しております。

歳出では、ホームヘルプサービス事業委託料を計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長

（福島 登 議長）

田岡税務課長。

税務課長

（田岡 いずみ 税務課長）

おはようございます。

私からは承認第１号と承認第２号について御説明をさせていただきます。

まず、承認第1号からご説明をさせていただきます。

議案関係資料は1ページから3ページ、新旧対象条文につきましては1ページから14ページまでとなっております。

今回の条例改正は、本年4月1日に施行された地方税法の改正に伴い本町の税条例の改正を令和7年4月1日に専決処分させていただいてるものとなります。

新旧対照条文により主要な改正内容を御説明します。

1ページ目、第36条の2第9項と、2ページに移ります。第63条の2第1項第1号では「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う項のズレにより改正を行っております。

3ページに移ります。次に種別割の税率について第82条第1項第1号では、現行の50cc 原付バイクが令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等によって今後の生産、販売の継続が困難となるため、原動機自転車のうち二輪のもので総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4キロワット以下のものについて年額2千円と定めております。

4ページに移ります。次に「身体障害者に対する種別割の減免」について、減免申請では運転免許証の提示が必要とされていますが、道路交通法の改正に伴いマイナ免許証の運用が開始されました。5ページ目の第90条第2項と、6ページに移ります。第2項第5号ではマイナ免許証の運用開始に伴いマイナ免許証の提示可能について、第3項ではマイナ免許証の情報確認についての必要な措置について定めております。

次に7ページに移ります。附則第10条の4、「平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等」についてと、10ページに移ります。附則第10条

の5「平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等」については今回の税制改正により廃止となりましたので削除を行っております。

次に12ページから13ページになります。「令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について」は先程の附則の削除により附則第10条の6から附則第10条の4に繰り上げの改正を行っております。また、第2項では常設規定の適用期間終了後も被災者支援の継続をするため、適用期限を2年延長する改正を行っております。これ以降につきましては法改正に併せた条のズレによる改正となっております。

承認第1号については以上でございます。

続きまして、承認第2号について御説明いたします。

議案関係資料の4ページと新旧対象条文の15ページをお願いします。

今回の改正は、令和7年度税制改正に伴う本町の国民健康保険税条例の改正となります。

主な改正内容は、基礎課税額等の課税限度額の引き上げ及び世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額の引き上げとなっております。

新旧対照条文により主要な改正内容を御説明します。まず、第2条第2項では基礎課税の限度額について65万円から66万円に引き上げを行っております。次に、第2条第3項では後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について24万円から26万円に引き上げております。今回の改正により国保税課税限度額は年間106万円から109万円となり、3万円の引上げとなり

	ます。 次に「国民健康保険税の減額」について、16ページに移ります。世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額について、第23条第1項第2号では5割軽減の対象となる世帯について29万5千円から30万5千円に、17ページに移ります。第3号では2割軽減の対象となる世帯について54万5千円から56万円にそれぞれ引き上げております。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) おはようございます。 それでは承認第3号、専決処分事項、令和6年度東洋町一般会計補正予算、専決第3号の承認を求めることについて、ご説明いたします。 予算書の1ページをお願いいたします。 今回の補正について、歳入歳出それぞれ1957万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8231万6千円とするものでございます。 3ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) ここで休憩をします。 再開は10時10分です。(休憩時間：9時59分)

住民課長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （再開時間：１０時１０分） 手島住民課長。 （手島 憲作 住民課長） おはようございます。 それでは、承認第４号、令和６年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、専決第１号について御説明申し上げます。 予算書の１ページをお願いいたします。 今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ追加はなく、予算総額を歳入歳出それぞれ１５９５万３千円と定めております。 ２ページをお願いします。 （予算書に基づき説明）
議長	（福島 登 議長） 生田産業建設課長。
産業建設課長	（生田 憲一 産業建設課長） それでは承認第５号、専決処分事項、令和６年度東洋町簡易水道事業会計補正予算、専決第１号の承認を求めることにつきまして、御説明いたします。 予算書の１ページをお願いします。 第２条、資本的収入及び支出の補正につきまして、支出科目第１款、資本的支出の既決予定額９７９５万９千円に補正予定額２６万３千円を追加し９８２２万２千円に、第２項、企業債償還

	金では、４９３１万４千円に補正予定額２６万３千円を追加し４９５７万７千円とするものであります。 ３ページをお願いします。 （予算書に基づき説明）
議長	（福島 登 議長）
総務課長	築地総務課長。 （築地 仲音 総務課長） それでは、議案第２６号、地方自治法第２０３条の２の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて御説明いたします。 議案関係資料５ページ、新旧対照条文は１８ページからでございます。新旧対照条文により御説明をいたします。 これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和７年６月４日に公布及び施行されたため、本条例を改正するものでございます。 参議院通常選挙のある年の定例改正として、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るための改正でございます。 １９ページをご覧ください。左側が現行で、右側が改正後の案となります。選挙長及び開票管理者の報酬を１万８００円から１万２２００円に、投票管理者の報酬を１万２８００円から１万４５００円に、開票管理者の報酬を１万１３００円から１万２８００円に、選挙立会人及び開票立会人の報酬を８９００円から１万１０００円に、投票立会人の報酬を１万９００円から１万２４００円に、期日前投票所投票立会人の報酬を９６００円から１万９０

	0 円に改正をするものでございます。この条例は公布の日から施行する、でございます。これについては以上でございます。 続きまして議案第 2 7 号、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、第 1 号を定めることについて御説明いたします。 予算書 1 ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ 8 3 7 1 万 1 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 億 9 5 7 1 万 4 千円とするものでございます。 2 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) おはようございます。 それでは議案第 2 8 号、令和 7 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第 1 号を定めることについて御説明いたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ 1 6 5 万 7 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4 8 5 8 万 7 千円とするものでございます。 2 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長)

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。 (堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) それでは議案第29号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて御説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ124万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7255万8千円とするものでございます。2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) それでは議案第30号、令和7年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号について御説明申し上げます。 予算書の1ページをお願いいたします。 今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ610万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2195万9千円とするものでございます。2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) ここで休憩をします。 再開は11時05分です。(休憩時間：10時52分)

町長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：１１時０５分) 休憩前の説明で一括議題となった、静かにしてください。一括議題となった提出案件の説明が、すべて終わりました。 日程第１３、同意第２号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについての件を議題とします。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) それでは議案提案理由説明書の１６ページをお願いいたします。同意第２号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについて、農業委員会等に関する法律施行規則第２条第１号の規定により、議会の同意を求めます。令和７年６月１２日提出でございます。 提案理由についてでございます。 農業委員の任命に当たっては、認定農業者が農業委員の過半数を占めることが要件であり、その要件を満たすことが困難な場合には、同法施行規則第２条第１号の規定により「認定農業者等に準ずる者」とすることについて、議会の同意を求めるものでございます。 なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 (福島 登 議長)
議長	

産業建設課長

生田産業建設課長。

(生田 憲一 産業建設課長)

それでは私のほうから同意第2号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに議会の同意を求める件について御説明いたします。

今回の農業委員の選任に当たりまして、農業委員会等に関する法律第8条第5号に、委員の過半数を認定農業者が占めることが規定されています。

今回、農業委員に選任を予定しています認定農業者は、10人中3人と過半数を割っているため、過半数に満たない場合は同条施行規則第2条第1項の規定による農業委員の定数10人に30を乗じた数、300人を下回る農業委員者数の場合に適用となることから、現在本町では、認定農業者総数は9人ですのでこの規定が適用されます。このことから、認定農業者に準ずる者を農業委員として任命することについて、議会の同意を求めるものです。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに挙手により採決とすることにご異議ありませんか。

(自席より、このこと？との発言あり)

お1人異議がありましたので、もう一度採決の方法をとります。

本案については質疑、討論を省略し、直ちに挙手により採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

本案については質疑討論を省略し、直ちに採決することに決定をいたします。

日程第14、同意第3号、東洋町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

ちょっと戻ります。ページを少し間違えました。

異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより、同意第2号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについての件を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を…

ちょっと待ってください。休憩します。少し休憩します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより同意第2号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについて採決します。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(自席より、異議ありとの声あり)

挙手多数です。

(自席より、これさっきやったんで、そのかわり との発言あり)

(自席より、複数の発言あり)

(自席より、手を挙げて決採ってしもうたらどうにもならんからほら との発言あり)

私語はやめてください。進みます。

町長	よって、本案は原案のとおり、同意することに決定しました。 日程第 1 4、同意第 3 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) それでは議案提案理由説明書の 1 7 ページをお願いいたします。 同意第 3 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。令和 7 年 6 月 1 2 日提出でございます。 住所は東洋町大字河内 2 0 9 番地 2、氏名は松村博文氏まつむらひろぶみでございます。生年月日は昭和 3 4 年 7 月 2 日、満 6 5 歳でございます。任期は令和 7 年 8 月 2 5 日から令和 1 0 年 8 月 2 4 日までの 3 年間としております。 提案理由についてでございます。 農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申された松村博文氏を農業委員に任命したいと存じます。 なお、経歴書を 1 8 ページへ添付しておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願いをいたします。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。 (福島 登 議長) 提出者の説明が終わりました。 本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、
議長	

ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第3号、東洋町農業委員会の委員の任命につき
同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は、全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、武
山裕一君、並びに6番、今宮裕明君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願
います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及
び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定によ
り、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

町長	5 番、武山裕一君、並びに 6 番、今宮裕明君、立会いをお願いします。 投票の結果を報告します。 投票総数 7 票、うち有効投票 6 票、無効投票 1 票。有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。以上のとおりであります。 よって、同意第 3 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。 議場の閉鎖を解きます。 日程第 1 5、同意第 4 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) それでは議案提案理由説明書 1 9 ページをお願いいたします。 同意第 4 号、東洋町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めます。令和 7 年 6 月 1 2 日提出でございます。 住所は東洋町大字野根甲 4 3 3 番地、氏名は森^{もり}輝^{あきら}氏でございます。生年月日は昭和 3 8 年 1 2 月 4 日生まれの満 6 1 歳でございます。任期は令和 7 年 8 月 2 5 日から令和 1 0 年 8 月 2 4 日までの 3 年間としております。 提案理由についてでございます。 農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申された森輝氏を農業委員に任命したいと存じます。 なお、経歴書を 2 0 ページへ添付しておりますので、御参照い
----	---

議長

たきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、田島毅三夫君、並びに1番、大坪千倫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

町長

これより投票に入ります。

1 番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

7 番、田島毅三夫君、並びに 1 番、大坪千倫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 7 票、うち有効投票 6 票、無効投票 1 票であります。
有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。以上のとおりであります。

よって、同意第 4 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第 16、同意第 5 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

議案提案理由説明書の 21 ページをお願いいたします。

同意第 5 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。令和 7 年 6 月 12 日提出でございます。

住所は東洋町大字河内 188 番地 2、氏名は小池隆幸氏でございます。生年月日は昭和 35 年 7 月 1 日生まれの満 64 歳でござい

こいけたかゆき

議長

ございます。任期は令和7年8月25日から令和10年8月24日までの3年間としております。

提案理由についてでございます。

農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申された小池隆幸氏を農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を22ページへ添付しておりますので、ご参照していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、廣田斎史君、並びに3番、安岡良仁君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定によ

り、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1 番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

2 番、廣田斎史君、並びに 3 番、安岡良仁君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 7 票、うち有効投票 6 票、無効投票 1 票であります。
有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。以上のとおりであります。

よって、同意第 5 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第 1 7、同意第 6 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、1 番、大坪千倫君の退場を求めます。

提出者の説明を求めます。長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

議案提案理由説明書の２３ページをお願いをいたします。

同意第６号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めます。令和７年６月１２日提出でございます。

住所は東洋町大字生見１６８番地、氏名は^{おおつば い つ み}大坪伊津美氏でございます。生年月日は昭和４２年１月１１日生まれの満５８歳でございます。任期は令和７年８月２５日から令和１０年８月２４日までの３年間としております。

提案理由についてでございます。

農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申された大坪伊津美氏を農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を２４ページへ添付しておりますので、ご参照いただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第６号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は6名であります。(大坪議員退場中)

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、高島俊彦君、並びに5番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

4番、高島俊彦君、並びに5番、武山裕一君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票5票、無効投票1票であります。
有効投票中、賛成6票、反対0票。以上のとおりであります。

すみません、もう一度結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票5票、無効投票1票であります。

町長

有効投票中、賛成 5 票、反対 0 票。以上のとおりであります。

よって、同意第 6 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

大坪千倫君の入場を求めます。

日程第 18、同意第 7 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

議案提案理由説明書 25 ページをお願いをいたします。

同意第 7 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。令和 7 年 6 月 12 日提出でございます。

住所は東洋町大字野根甲 1169 番地 3 でございます。氏名は
ど い こう い ち
土居幸一氏でございます。生年月日は昭和 42 年 8 月 18 日生
まれの満 57 歳でございます。任期は令和 7 年 8 月 25 日から令
和 10 年 8 月 24 日までの 3 年間といたしております。

提案理由についてでございます。

農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申された土居幸一氏を
農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を 26 ページへ添付しておりますので、ご参照い
ただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上、ご審議の
ほど、よろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、
ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第7号、東洋町農業委員会の委員の任命につき
同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、今
宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願
います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及
び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定によ
り、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

6 番、今宮裕明君、並びに 7 番、田島毅三夫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 7 票、うち有効投票 6 票、無効投票 1 票であります。
有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。以上のとおりであります。

よって、同意第 7 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第 19、同意第 8 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

議案提案理由説明書 27 ページをお願いいたします。

同意第 8 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。令和 7 年 6 月 12 日提出でございます。

住所は東洋町大字生見 142 番地、氏名は森本幸大氏もりもとこうだいでございます。生年月日は昭和 57 年 5 月 9 日生まれの満 43 歳でございます。任期は令和 7 年 8 月 25 日から令和 10 年 8 月 24 日までの 3 年間としております。

提案理由についてでございます。

町長

議長

農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申された森本幸大氏を農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を２８ページへ添付しておりますので、ご参照いただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（福島 登 議長）

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第８号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に１番、大坪千倫君、並びに２番、廣田斎史君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第８４条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしとの声あり）

町長	配布漏れなしと認めます。 投票箱を改めさせます。 異常なしと認めます。 これより投票に入ります。 1 番議員より、順次、投票願います。 投票漏れはありませんか。 (なしとの声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。 開票を行います。 1 番、大坪千倫君、並びに 2 番、廣田斎史君、立会いをお願いします。 投票の結果を報告します。 投票総数 7 票、うち有効投票 6 票、無効投票 1 票であります。 有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。以上のとおりであります。 よって、同意第 8 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。 議場の閉鎖を解きます。 日程第 20、同意第 9 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 議案提案理由説明書 29 ページをお願いいたします。 同意第 9 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求め
----	--

議長

ます。令和 7 年 6 月 1 2 日提出でございます。

住所は東洋町大字生見 1 4 3 番地 2、氏名は松崎^{まつざきたくみ} 巧氏でございます。生年月日は昭和 5 2 年 7 月 7 日生まれの満 4 7 歳でございます。任期は令和 7 年 8 月 2 5 日から令和 1 0 年 8 月 2 4 日までの 3 年間といたしております。

提案理由についてでございます。

農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申された松崎巧氏を農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を 3 0 ページへ添付しておりますので、ご参照いただきますよう、お願いをいたします。以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第 9 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番、安岡良仁君、並びに 4 番、高畠俊彦君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願

ます。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第 8 4 条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1 番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

3 番、安岡良仁君、並びに 4 番、高畠俊彦君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 7 票、うち有効投票 6 票、無効投票 1 票であります。
有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。以上のとおりであります。

よって、同意第 9 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第 2 1、同意第 1 0 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

議案提案理由説明書 31 ページをお願いいたします。

同意第 10 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。令和 7 年 6 月 12 日提出でございます。

住所は東洋町大字河内 1047 番地、氏名は杉本孝子氏^{すぎもとたかこ}でございます。生年月日は昭和 36 年 5 月 5 日生まれ、満 64 歳でございます。任期は令和 7 年 8 月 25 日から令和 10 年 8 月 24 日までの 3 年間といたしております。

提案理由についてでございます。

農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申された杉本孝子氏を農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を 32 ページへ添付しておりますので、ご参照いただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第 10 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、武山裕一君、並びに6番、今宮裕明君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

5番、武山裕一君、並びに6番、今宮裕明君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票6票、無効投票1票であります。
有効投票中、賛成6票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第10号、東洋町農業委員会の委員の任命につき

町長	同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。 議場の閉鎖を解きます。 ここで議員の皆様にお諮りします。１２時が過ぎましたが、まだ議案が残っております。３０分くらいかかりますがこのまま続けることに賛成の諸君の （自席より、続投。との発言あり） 賛成の諸君の挙手を求めます。続投に賛成の。賛成全員です。執行部も少々よろしゅうございますか。いいですか。このまま進めます。 日程第２２、同意第１１号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。 （長崎 正仁 町長） 議案提案理由説明書の３３ページをお願いいたします。 同意第１１号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めます。令和７年６月１２日提出でございます。 住所は東洋町大字野根丙８７７番地イ、氏名は松村正博氏まつむらまさひろでございます。生年月日は昭和３６年１１月２５日生まれの満６３歳でございます。任期は令和７年８月２５日から令和１０年８月２４日までの３年間といたしております。 提案理由についてでございます。 農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申された松村正博氏を
----	---

議長

農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を３４ページへ添付いたしておりますので、ご参照いただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上、ご審議のほど、お願いを申し上げます。

（福島 登 議長）

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第１１号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に７番、田島毅三夫君、並びに１番、大坪千倫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第８４条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしとの声あり）

配布漏れなしと認めます。

町長	投票箱を改めさせます。 異常なしと認めます。 これより投票に入ります。 1 番議員より、順次、投票願います。 投票漏れはありませんか。 (なしとの声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。 開票を行います。 7 番、田島毅三夫君、並びに 1 番、大坪千倫君、立会いをお願いします。 投票の結果を報告します。 投票総数 7 票、うち有効投票 6 票、無効投票 1 票であります。 有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。以上のとおりであります。 よって、同意第 1 1 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。 議場の閉鎖を解きます。 日程第 2 3、同意第 1 2 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 議案提案理由説明書の 3 5 ページをお願いいたします。 同意第 1 2 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求
----	---

議長

めます。令和7年6月12日提出でございます。

住所は東洋町大字河内1117番地4、氏名は手島理彩^{てしまりさ}氏でございます。生年月日は昭和37年2月4日生まれの満63歳でございます。任期は令和7年8月25日から令和10年8月24日までの3年間といたしております。

提案理由についてでございます。

農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申された手島理彩氏を農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を36ページへ添付いたしておりますので、ご参照いただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、廣田斎史君、並びに3番、安岡良仁君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願

ます。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの発言あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

2番、廣田斎史君、並びに3番、安岡良仁君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票6票、無効投票1票であります。有効投票中、賛成6票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第24、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

町長	直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 議案提案理由説明書の３７ページをお願いをいたします。 諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めます。令和７年６月１２日提出でございます。 住所は東洋町大字甲浦５６０番地２、氏名は嶋田^{しまだ}あゆみ氏でございます。生年月日は昭和４９年８月２０日生まれの満５０歳でございます。任期は令和７年１０月１日から令和１０年９月３０日までの３年間としております。 提案理由についてでございます。 令和７年９月３０日をもって人権擁護委員の嶋田あゆみ委員が任期満了となります。引き続き、嶋田あゆみ氏を推薦したいと存じます。 なお、経歴書は３８ページへ添付しておりますので、ご参照いただきますよう、よろしくお願いをいたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議長	(福島 登 議長) 提出者の説明が終わりました。 本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求め

ることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、高島俊彦君、並びに5番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

4番、高島俊彦君、並びに5番、武山裕一君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票6票、無効投票1票であります。

町長

有効投票中、賛成 6 票、反対 1 票。以上のとおりであります。

よって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定しました。

すみません、間違えました。投票の結果をもう一度ご報告させていただきます。

投票総数 7 票、うち有効投票 6 票、無効投票 1 票であります。

有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。以上のとおりであります。

よって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第 25、報告第 1 号、令和 6 年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第 26、報告第 2 号、権利の放棄についての報告を求めます。長崎町長。

（長崎 正仁 町長）

それでは議案提案理由説明書の 39 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、令和 6 年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告をいたします。翌年度への繰越額につきましては、1 億 2 472 万 2 千円となっております。

なお、内容につきましては、別紙、東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照いただきますよう、お願いを申し上げます。

続いて、40 ページをお願いいたします。

	報告第２号、権利の放棄について、東洋町債権管理条例第１５条第１項の規定により、次のとおり権利を放棄したので、同条例第２項の規定によりご報告をいたします。 まず、債権の名称は水道使用料でございます。債務者は５３件、権利を放棄する金額は総額５６万５４２０円であります。債権の内容といたしましては、別添の報告第２号資料のとおりでございますので、ご参照願います。権利放棄の理由といたしましては、債権管理条例第１５条第１項第３号及び第５号に該当したものでございます。権利放棄の時期は令和７年３月３１日に処分をいたしております。以上で報告を終わります。
議長	(福島 登 議長) 町長からの報告が終わりました。 日程第２７、委員会報告の件を議題とします。 東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会委員長、大坪千倫君。
東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会委員長	(大坪 千倫 特別委員長) 東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会から、５月９日に佐川町議会、議会のデジタル化について先進地視察研修を実施しましたので、その内容を御報告いたします。お手元の報告書を御参照ください。佐川町議会では、町民に開かれた議会を目指す、高齢者にも議会を傍聴してほしいことを目的に、インターネット配信を令和７年３月の定例会より開始している。その配信内容は、議会中継の配信、録画配信としている。また、タブレットを議員全員に配布し、議会資料のペーパーレス化による事務の効率

化や郵送物の削減などを行っている。

最後に委員会総括として、佐川町議会、議会のデジタル化の議
会中継配信については、住民に年齢を問わず議会活動について関
心を持ってもらうことや、議員のなり手不足の解消に向けて取組
を検討する必要がある。また、タブレットの導入については、ペ
ーパーレス化による経費削減や事務効率化・迅速化により、環境
に配慮したデジタル化が図られることから、今後、議員全員で導
入に向けての勉強会や活用方法など議会運営について協議、検討
していく必要があると考える。以上で東洋町議会のデジタル化に
関する特別委員会の活動内容についての報告といたします。

議長

(福島 登 議長)

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会
とし、審議、採決並びに一般質問のため、18日午前9時から再
会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次回の議会放送は、18日午前9時から放送します。

これにて議会放送を終了します。

どうもお疲れさまでした。

(散会時間：12時22分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 9 月 / 日

議 長 福島 登

署名議員 今宮 裕明

署名議員 武山 裕一